

政 委 第 34 号  
平成 21 年 12 月 9 日

国 土 交 通 大 臣  
前 原 誠 司 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し案を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の主要な  
事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、この勧告の方向性は、現行制度の維持される期間が継続される場合を前提としたものであり、今後の高速道路の原則無料化と併せて行われる、高速道路機構の組織・業務に関する検討を前提としたものではない。

**第1 事務及び事業の見直し**

高速道路機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第31条において、民営化から45年を経過する日までに債務を返済し解散することとされており、これを確実に実施するため、以下の措置を講ずるものとする。

1 債務返済計画の見直し

現行の協定は、平成11年度の交通センサス調査に基づく交通需要予測によっているところであるが、平成20年11月の交通需要推計によれば、現行協定の前提となった交通需要推計よりも今後交通量が減少傾向にあることが示されている。今後、高速道路料金収入の減少など、道路資産の貸付料に対する影響が認められる場合には、新規引受債務の限度額等について精査し、債務返済計画を見直すものとする。

2 資金調達の多様化

債務返済に係る借換資金などの資金調達に当たっては、年限10年の債券の発行を中心に行う一方、20年以上の超長期債の発行が行われているが、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、更なる調達の多様化を図るものと

する。

### 3 計画管理費の算定の厳格化

道路資産の貸付料については、計画料金収入から計画管理費を差し引いたものとされており、料金収入の実績が計画を上回った場合、管理費の実績が計画を下回った場合には高速道路会社の収入増となる仕組みとなっている。このうち管理費については、3年連続で3%から5%程度、実績が計画を下回っていることから、道路が常時良好な状態に保たれるよう留意しつつも、計画管理費の算定を厳格に行うものとする。

## 第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の措置を講ずるものとする。

### 1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

### 2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

### 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。

この取組により、契約の適正化を推進するものとする。